ＤＶに悩み苦しんでいませんか？

沖縄県

2017年3月作製

DVについて知っていますか？

（DV＝ドメスティック・バイオレンス）

それは配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

「暴力」は身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

精神的暴力

大声でどなる
何を言っても無視する
口をきかない
子どもに危害を加える
と言っておどす
など

経済的暴力

生活費を渡さない・
使わせない
収入を取り上げる
無断で借金を重ねる
など

子どもの前での暴力

親が暴力を振るわれたり暴言を浴びせられたりするのを子どもが目撃する「面前DV」は、子どもへの心理的虐待です。
（児童虐待防止法）

身体的暴力

平手で打つ
足で蹴る
髪をひっぱる
首をしめる
刃物などの凶器を
からだにつきつける
など

性的暴力

避妊に協力しない
見たくないのにポルノ
ビデオを見せられる
嫌がっているのに
性的行為を強要する
など

社会的暴力

メールや電話のチェック
行動を監視、制限する
親、きょうだい、友人の
付き合いを禁止・制限する
など

●DV被害者は「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」により保護されます。
その対象となるのは配偶者（元配偶者も含む）や内縁の夫・妻からの暴力で、性別、国籍は限定されません。

あてはまることはありませんか？

- ☐ 機嫌をそこねないように常に気を配っている
- ☐ 相手がいないと、なぜかホッとする
- ☐ 会話がしたくても、非難されたり、無視されたりする
- ☐ 「バカ」とか「役立たず」とか言われる
- ☐ 友人や実家と交流するのを嫌がる
- ☐ お金や生活費を渡してくれない
- ☐ 「誰のおかげで生活できているんだ」と言われる
- ☐ 嫌がっているのに性的行為を強いる
- ☐ 問題がおこると自分に力がない、自分が悪い、自分のせいだと思ってしまう

DVは力（パワー）がある者が相手を思い通りに支配（コントロール）しようとする上下関係で起こり、暴力はその手段です。チェックリストにいくつか当てはまる場合は、相手との間に力の差があり、相手から支配されている可能性があります。

暴力の責任は加害者にあります。

あなたは悪くありません。

こんなふうに思っていませんか？

ＤＶが続くとケガなどの身体的影響にとどまらず精神的な影響を受けることがあります。

恐怖感

逃げたら殺されるかもしれない

無力感

自分はもうずっとこのままなんだ

複雑な心理

暴力をふるうのは私を愛しているからだ

いつか変わってくれるかもしれない

経済的問題

収入がなく、今後の生活を考えるとこの場を離れることができない

失うもの

逃げたら仕事も地域の人間関係も失ってしまう

子どものこと

子どもの安全や学校のことを思うと自分が我慢すれば良い

●ＤＶが繰り返されることで被害者がＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合もあります。

子どもへの影響

暴力を目撃したことで子どもにも様々な心身の症状が現れることがあります。また暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

あなたには暴力に対して「NO」と言う権利があります。

ひとりで悩まず、まず相談してください。

DV相談

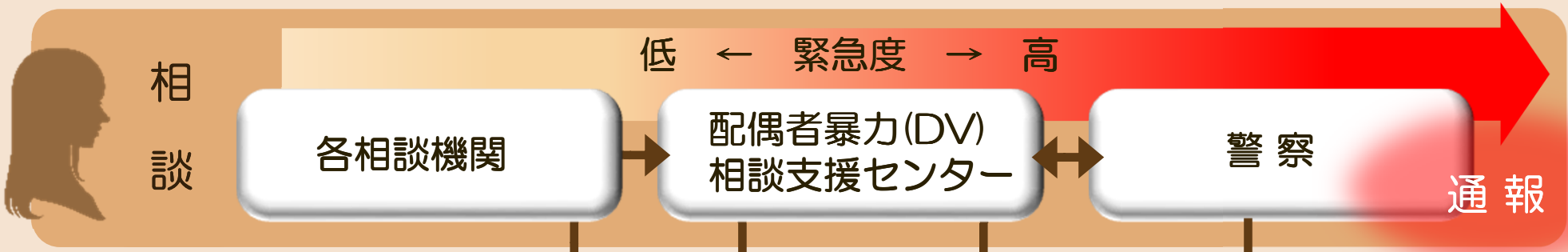

家を出るとは決めていない

今後について

緊急一時保護

ストーカーに関する相談 など

情報提供

家を出たいが、その後の生活に困難がある

●緊急時の安全確保
●住宅確保支援
●自立支援情報の提供
●カウンセリング
●保護命令発令支援 など

情報提供・各種支援

医療・保険

病院・診療所

保健所

ハローワーク

仕事

女性相談所

市町村担当課

福祉事務所

住まい・生活

学校

保育所

教育委員会

児童相談所

子ども

地方裁判所

弁護士

弁護士会

保護命令・離婚など

家庭裁判所

法テラス（日本司法支援センター）

さまざまな機関があなたを支援します。

相談先一覧

名　称		電話番号
沖縄県警察本部 警察安全相談　緊急時は110番		＃９１１０　または ０９８-８６３-９１１０
沖縄県女性相談所 沖縄県配偶者暴力相談支援センター		０９８-８５４-１１７２
（各地区福祉事務所内） 配偶者暴力 相談支援センター	北部	０９８０-５２-００５１
	中部	０９８-９８９-６６０３
	南部	０９８-８８９-６３６４
	宮古	０９８０-７２-３１３２
	八重山	０９８０-８２-２３３０
沖縄県男女共同参画センター てぃるる相談室		０９８-８６８-４０１０
なは女性センター ダイヤルうない		０９８-８６１-７５１５
沖縄被害者支援ゆいセンター		０９８-８６６-７８３０
沖縄県性暴力被害者 ワンストップ支援センター		＃７００１　または ０９８-８８８-２０６０
沖縄県男女共同参画センター 男性相談（電話のみ）		０９８-８６８-４０１１

安全を確保するために事前にしておきたいこと

逃げる場所やルートの確認

＊ 家の中でより安全な場所
（凶器となるものが少ない部屋など）
＊ 一番早く、安全に家から出るルート
＊ 家から協力者のところまでのルート

関係者との打合せ

＊ 協力者との待ち合わせ方法
＊ 子どもとの待ち合わせ方法
（一緒に家を出られなかった場合に備える）

あなたの居場所を探す手がかりを残さないようにしましょう。

＊ 電話・車のナビ・パソコンなどの履歴削除
＊ LINE・Facebook・Twitterなど場所が特定されるSNSの使用を控える
＊ 相手からのＧＰＳ検索に備え携帯・スマホの位置情報等設定確認

いざという時のために

ＤＶの証拠となるものの準備

- ☐ 暴力によりけがをした際の医師の診断書
- ☐ 暴れて壊した物やけがの写真
- ☐ 警察や配偶者暴力相談支援センターに相談した際の記録
- ☐ 相手からの手紙、携帯メール、着信の履歴
- ☐ 相手の怒声などの録音
- ☐ ＤＶにあったことについてのメモ、家族や友人の証言　など

持ち出しするもののチェック

- ☐ 常備薬・処方箋
- ☐ 健康保険証（またはコピー）
- ☐ 現金、預金通帳（本人・子ども名義）と印鑑
- ☐ 親子手帳、年金手帳、身体障害者手帳など
- ☐ 鍵（家、車）
- ☐ 運転免許証、パスポートなどの身分証明書
- ☐ 相談先や支援可能な人の電話番号リストや住所録、携帯電話
- ☐ 衣類・着替え
- ☐ 思い出の写真　など

memo

保護命令等について

配偶者（事実婚含む）からの身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合、地方裁判所に、加害者に対し保護命令を発令してもらうよう申し立てることができます。

内容と期間

- 被害者への接近禁止（6ヶ月）
- 電話、メール等の禁止（6ヶ月）
- 退去（２ヶ月）
  住居付近の徘徊禁止（2ヶ月）
- 同居の未成年子への接近禁止（６ヶ月）
  親族等への接近禁止（6ヶ月）

- 保護命令を発令してもらうための「保護命令申立書」作成方法等は、配偶者暴力相談支援センターなどで教えてくれます。まず相談してみましょう。
- 保護命令に違反すると１年以下の懲役または１００万円以下の罰金に処せられます。

活用できる支援等

- ☐ 住民基本台帳等の閲覧制限
- ☐ 110番緊急通報登録システム（事前登録により緊急時により早い対応となる）
- ☐ 医療保険制度（暴力による傷病の保険診療、医療通知の送付先変更 など）
- ☐ 児童手当支給先の変更（配偶者への支給を停止し被害者へ支給）
- ☐ 住民票異動を伴わない子どもの転校、生活保護・児童扶養手当申請 など

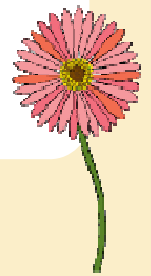

手続きは各機関が援助します。

離婚を考えたときに　～ 知っておきたいこと その1 ～

離婚手続きの流れと種類

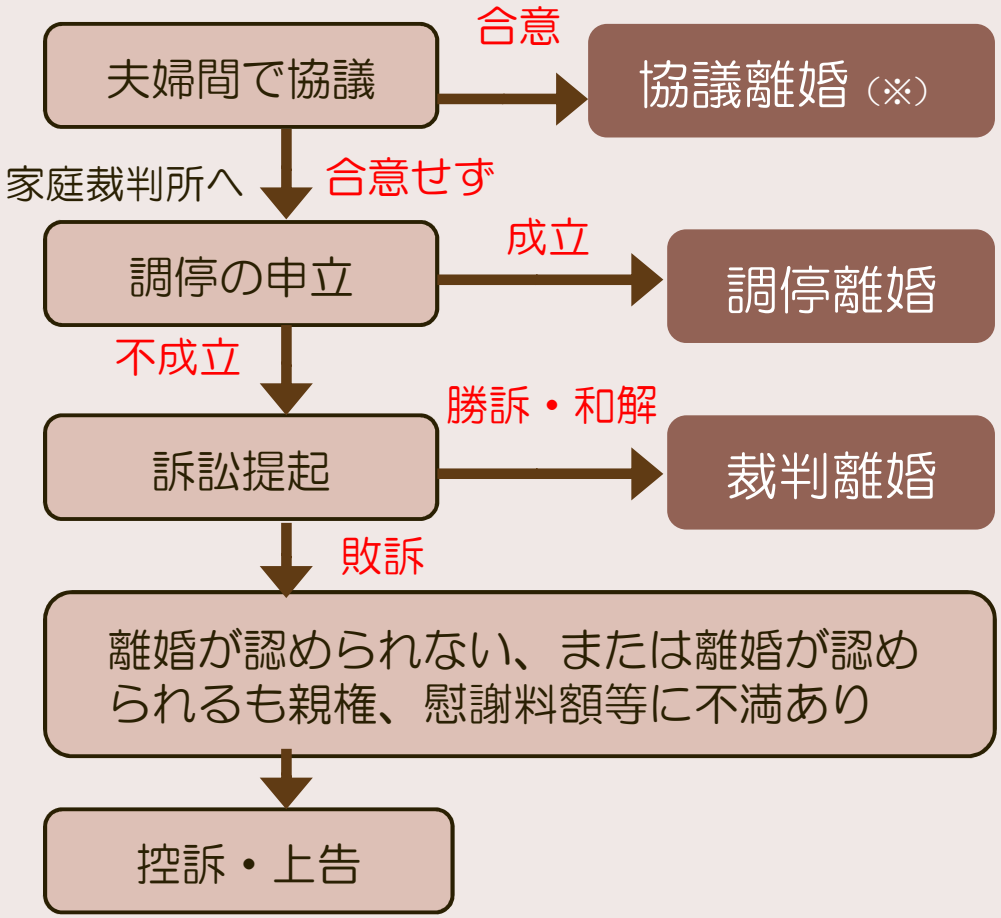

（※）協議離婚の場合は、養育費などの支払いについて公証人役場で公正証書を作成しておくと、支払われなくなったときに、裁判を経ずに給与等を差し押さえることができるので安心です。

取り決めておくこと

子どもの養育費・子どもとの面会交流・財産分与（年金分割含む）など

離婚手続きにおける支援

- 法テラス（日本司法支援センター）では、経済的に余裕がない方への無料法律相談や弁護士費用立替えなどの民事法律扶助を行っています。
- 離婚調停、離婚訴訟中にＤＶ加害者と顔を合わせたくない場合は、事前に家庭裁判所に事情を伝えて配慮してもらうことが可能です。

相手が勝手に手続きをしようとしている

養育費などの話し合いがまだついていないのに相手が離婚届を偽造したり、以前作成した離婚届けを無断で役所に提出してしまうおそれがあるような場合は、事前に市町村窓口に「離婚届不受理申出」をすることができます。

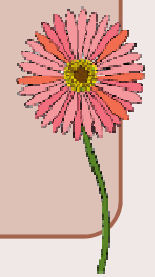

離婚を考えたときに　～ 知っておきたいこと その2 ～

親権について

離婚後の親権者について当事者の話し合い（協議）で決めることができない場合、家庭裁判所の調停、裁判等の方法で、これまでの監護状況、監護意欲、監護能力、子どもの年齢・意思などの事情を総合的に考慮し、子どもの福祉を中心として判断されます。

※親権はあくまでも子どもの福祉を中心に判断され、離婚原因は基本的に考慮されません。

生活費について

- 生活保持義務による「婚姻費用の分担」
  夫婦の一方が経済的に苦しいときは、相手方に対し、相手方と同じ程度の生活水準が保てるような金額の生活費を請求することができます。
- 婚姻費用の分担額の決定
  婚姻費用の分担額が協議で決まらない場合は家庭裁判所に調停を申し立てることができます。調停でも解決しない場合は家庭裁判所の審判で分担額が決定します。
- 緊急に生活費が必要な場合
  「調停前の仮処分」として、あるいは強制執行が可能な「審判前の保全処分」として支払いを命じてもらう方法があります。専門家に相談しましょう。

国民年金について

国民年金の第３号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）が、配偶者の収入により生計を維持されなくなった場合は、第１号被保険者となり国民年金保険料を納付する必要がありますが、所得が一定額以下の場合は免除申請が可能です。

あなたは一人ではありません。

まず相談してください。

発行:沖縄県子ども生活福祉部
平和援護・男女参画課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2500　FAX:098-866-2589

編集:公益財団法人おきなわ女性財団

〒900-0036 沖縄県那覇市西3-11-1
TEL:098-868-3717　FAX:098-863-3662

監修協力:さよウィメンズ・メンタルクリニック

イラスト提供：わとさん
ガーベラの花言葉「希望」